

# 山梨県交通対策推進協議会交通指導員設置要綱

## (設 置)

第1条 山梨県における交通安全を保持するために、山梨県交通対策推進協議会交通指導員（以下交通指導員という。）を設置する。

## (委 嘱)

第2条 交通指導員は、山梨県交通対策推進協議会長が委嘱する。

## (定 数)

第3条 交通指導員の市町村別選任定数は別に定める。

## (任 期)

第4条 交通指導員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (選任基準)

第5条 交通指導員の選任基準は、人格識見が高く、奉仕精神旺盛で、特に交通問題に理解と関心が深く、積極性と指導力のある者とする。

## (任 務)

第6条 交通指導員は、市町村、警察、その他関係機関、団体と連絡提携し、次に掲げる任務を行なうものとする。

1 市町村の行う交通安全対策及び運動等への提言を行う。

(1) 市町村の交通安全対策への支援活動

ア 市町村の行う交通安全対策・運動等取り組みへの提言

イ 自治会、区等の交通安全運動の取り組み等の報告、提案

(2) 地域交通安全促進活動

交通安全の普及及び啓発活動を推進する組役員の設置促進

2 自治会、区、地区安協等との連絡・調整・指導に当たる。

(1) 自治会、区等における組の交通安全の普及及び啓発活動を推進する役員の設置要請活動

(2) 組へ出向いての啓発活動

3 歩行者、特に子どもと高齢者の交通安全確保のための歩行指導等を行う。

## (そ の 他)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

2 昭和41年1月1日施行の、山梨県交通安全協力員設置要綱は、昭和45年3月31日をもって廃止する。

## 附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。